

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 消費税簡易課税制度について
- II. すまい給付金制度について
- III. 拡大するNISA口座について
- § ビジネスマッチング情報について

[今月のトピックス]

- ・税務相談Q&Aコーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁・日本政策金融公庫・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I . 簡易課税制度について

—この9月30日までに届出すれば有利な場合があります—

日本は少子高齢化が進む一方、高齢者が増え社会保障制度の財源を維持していくのが困難となり、その財源の確保の為に平成元年4月より消費税が導入されました。当時消費税率は3%でしたが8年後の平成9年4月から5%に税率があがりました。さらに今年、平成26年4月から8%になりました。平成27年10月からは10%の税率にあがる見込みですが、その他消費税法は今まで様々な点で改正されてきました。消費税の選択方式は本則課税制度と簡易課税制度の二つがありますが、平成26年3月に改正されたものの一つに簡易課税制度における「みなし仕入れ率の見直し」があります。その見直されたものについて以下で御説明させていただきます。

■ 平成26年3月に改正された「みなし仕入れ率の見直し」

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入れ率が見直されました。金融業及び保険業が現行の第四種事業から第五種事業になり、みなし仕入れ率が60%から50%になります。また、不動産業が現行の第五種事業から新たに新設された第六種事業となり、みなし仕入れ率は50%から40%になります。適用時期は原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間からです。

■ みなし仕入れ率の経過措置

先ほど、適用時期は原則として申し上げましたが、この点について経過措置があります。平成26年9月30日までに簡易課税制度選択届出を提出した場合、簡易課税制度が強制適用される2年間は平成27年4月1日以後開始の課税期間であっても金融業及び保険業は従来の第四種事業としてみなし仕入れ率は60%、不動産業は第五種事業としてみなし仕入れ率50%が適用される経過措置があります。但し、注意して頂きたいのは、従来のみなし仕入れ率が適用されるのは簡易課税制度選択届出書を提出し簡易課税制度が強制的に適用される2期間のみであり、平成26年9月30日までに簡易課税制度選択届出書を提出しているが、簡易課税制度が強制適用される2期間を過ぎれば改正後のみなし仕入れ率になります。また、留意点としまして、本業が、

金融・保険・不動産以外の事業者にとって関係ない話と思われがちですが、簡易課税制度における消費税のみなし仕入率は、売上げた取引ごとに事業内容を判定するので、すでにサイドビジネスで上記の事業を実施されている、またはこれから実施する事業者の方はくれぐれもご検討ください。

■ みなし仕入率について

みなし仕入率について改めて申し上げますと、消費税の本則課税制度はお客様からお預かりした消費税額から支払先に支払った消費税額を差し引いた金額を消費税として税務署に納付するのに対して、簡易課税制度は課税売上高に対して該当する事業のみなし仕入率を掛けてこれを支払先に支払った消費税額と見なしてお客様から預かった消費税額より差し引いて消費税として税務署に納付します。みなし仕入率の適用区分は以下の通りです。

1. 第一種事業 卸売業 みなし仕入率 90%
2. 第二種事業 小売業 みなし仕入率 80%
3. 第三種事業 製造業、建設業、鉱業、農林水産業等 みなし仕入率 70%
4. 第四種事業 飲食業、金融・保険業等①②③⑤に該当しない事業（金融及び保険業は、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から第五種事業）
5. 第五種事業 不動産業、運輸通信業及びサービス業（飲食業を除き、不動産業は平成 27 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から第六種事業）
6. 第六種事業 平成 27 年 4 月 1 日以後開始する課税期間の不動産業 みなし仕入率 40%

また、簡易課税制度が適用できるのはその課税期間の基準期間（前々年又は前々期）における課税売上高が 5,00 万円以下の課税期間です。



税務相談 Q & A 情報コーナー

■ 雑損控除での注意点

震災・風水害・冷害・雪害・落雷など自然現象の異変による災害、火災・火薬類の爆発など人為による異常な災害、害虫などの生物による異常な災害、盗難、横領があった場合（詐欺や恐喝を除く）確定申告で雑損控除を受けられます。その際、保険金を受取っていればこの金額を損失金額より控除します。この保険金の控除の仕方は雑損合計金額からではなく、保険金等の給付原因となった損害金額分からの控除になります。



経営指標解説コーナー

■ 資本生産性とは

資本生産性とは、事業に投下した資本の効率を見るという指標であり、生産物の産出量を投下した資本量で割った比率です。投下した資本が、どれだけの付加価値を生み出しているかが示されています。一般的に機械や設備を導入すれば産出量が増加することから、固定資産（生産設備など）への投資額と生産量の割合を見るのに用いられることもあります。よって、少ない資産で大きな利益をあげている企業は、資本生産性が高いことになります。資本生産性を上げるためには、設備の利用度合や労働能率を上げるほか、高付加価値商品の開発などによって付加価値そのものを上げるといった方法が考えられます。

Ⅱ . す ま い 給 付 金 制 度 に つ い て

— 消費税引き上げに伴う給付措置について —

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設した制度です。住宅ローン減税は、消費税増税に伴い増税後の税率が適用された住宅の住宅ローンについては、それまで20万円であった各年の最大控除額が40万円（一般住宅の場合）に拡充されていますが、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。すまい給付金制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減を図るものです。このため、対象者の収入に上限があるほか、住宅ローンを利用せずに現金で払った場合でも一定の条件を満たせば、給付が受けられることになっています。

■ すまい給付金の対象者

- ・住宅を取得し登記上の持分を保有するとともに、その住宅に居住する者であること。
- ・収入が一定以下の者であること。

収入は全国一律に把握することが難しいため、収入に応じて決まる「都道府県民税の所得割額」を用いて、収入の判断材料としています。収入（額面収入）の目安としては、消費税率8%の場合で510万円以下、10%の場合で775万円以下の方が対象となります。

※収入の目安は、扶養対象となる家族が1人の場合の目安です。なお、住宅ローンを利用しないで住宅を取得する現金取得者については、「住宅ローン控除」の対象にはなりません、「すまい給付金」の対象にはなります。その場合は、年齢が50歳以上で、収入の目安が650万円以下（消費税率10%時）などの条件が加わります。

■ 給付対象となる住宅の要件

- ・引上げ後の消費税率が適用されていること。

対象となるのは、税率引上げ後の消費税（8%または10%）を負担した場合に限られます。2014年3月までに引渡しを受けた場合及び2013年9月までに契約をして特例措置の適用を受け、課税される消費税率が5%だった場合には対象外となりますのでご注意ください。また、売り主が個人の中古住宅を購入した場合など、消費税課税対象外である場合も対象外となりますのでご注意ください。（宅地建物取引業者による買取再販など、消費税の課税対象となる住宅取得が対象となります。）

- ・床面積が50㎡以上
- ・第三者機関の検査を受けた住宅であること。

※新築住宅/中古再販住宅、住宅ローン利用の有無で要件が異なりますのでご注意ください。

■ すまい給付金の給付額

給付額は、住宅取得者の収入や不動産登記上の持分割合、消費税率により決まります。具体的には、持分保有者1名の場合の給付額を給付基礎額とし、収入に応じて決まる給付基礎額に持

分割合を乗じた額が給付額となります。

Ⅲ．拡大する N I S A 口座

— そのメリット・デメリットについて —

現在、盛んに証券会社や銀行のCMでも流れ、金融庁が2015年度の税制改正要望にてN I S Aの枠を拡大し、未成年者を対象とする「ジュニアN I S A」の創設を盛り込んでおります。今注目が集まっているN I S Aの制度を紹介し、そのメリット・デメリットについて、解説したいと思います。N I S Aとは少額投資非課税制度といい、上場株式や投資信託などの運用益や配当金を一定額、一定期間、非課税にする制度です。イギリスが1999年に導入したI S A（個人貯蓄口座）をお手本に設計された制度で、平成26年1月1日から導入されております。N I S Aは手持ちの投資商品とは別に、その年、新たに投資した100万円までの投資商品の譲渡益や配当金の課税を免れるという制度です。原則1人1口座であり、非課税期間は5年間、非課税投資額は毎年、新規投資額で100万円が上限となります。ですので、非課税の投資総額は最大500万円となります。また、N I S A口座の非課税期間が終わると同時に、その年に設定する新しい非課税枠にその時点の時価100万円まで移管することで、非課税期間を延長できます。なお、課税口座（特定口座、一般口座）への切替も可能です。N I S Aの対象は「上場株式等と公募株式投資信託」です。上場株式は外国株式や上場投資信託、R E I Tも含まれます。基本的に元本割れのリスクのある投資商品を想定した制度なので預貯金の他、M R Fのような公社債投資信託、個人向け国債は対象外です。

■N I S Aのメリット

N I S Aの概要でも述べましたが、N I S Aのメリットは上場株式や投資信託などの運用益や配当金が一定額、一定期間、非課税になることです。平成25年までは、証券優遇税制があることで、株式や投資信託の配当、譲渡益に対する源泉徴収税率は10%と軽減されていましたが、それが終了し、20%に変更されました。故に、N I S Aのメリットは大きいと言えます。

■N I S Aのデメリット

1. 特定口座・一般口座との損益通算、損失の繰越ができない

特定口座や一般口座を通じて投資信託や株式を売買した場合、1年間の売却益と配当収入から売却損を差し引いて実質的な利益を割り出します。しかしながら、N I S Aは非課税を享受できる代わりに損益通算までの恩恵は受けられないとされており、残念ながら、他の口座との損益通算はできません。また、特定口座・一般口座ならその年だけでは相殺しきれない損失を確定申告すれば3年間繰り越せますが、N I S Aではそれもできません。

2. 非課税枠は再利用できない、翌年に繰り越せない

非課税枠内の商品を途中で売却するとその非課税枠は消滅し、再利用はできません。例えば、N I S Aで30万円分購入した株式を売却しても、その30万円の枠で新たな投資はできません。また、非課税枠である100万円まで使わなかったとしても翌年、非課税枠の繰り越しもできません。ある年で、70万円まで、商品を買って、残りの30万円の非課税枠を使わなかったとしても、その翌年の非課税枠は130万円までにはならず、100万円までとなります。

■ 結局、NISAってどうなの？

NISAはあくまで投資商品の運用益や配当金が一定額、一定期間、非課税になる制度であり、損失を補償する制度ではありません。NISAを利用して購入した株式が何倍になっても、その売却益は非課税との恩恵を受ける可能性がある一方、NISAを利用して購入した株式が値下がりし、NISAでは損益通算ができないため、損切りが決断できず、株式が塩漬けになってしまい、非課税期間終了時に、さらに損失が膨らんでいるという可能性もあります。故に、NISAは基本的に元本割れのリスクのある投資商品を想定した制度であることを念頭に置いて、メリット、デメリットを勘案して利用することが大事だと思います。賛否両論ありますが、政府はNISAを拡大・拡充する意向を示しており、将来を見据えて、注目すべきと考えます。



国税庁情報コーナー

■ 輸出物品販売制度の改正について

消費税法施行令の一部を改正する政令等により、輸出物品販売場制度について、主に以下の3点の改正が行われました。1. 免除対象物品の範囲が拡大されました。2. 輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類が追加されました。3. 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項が簡素化されました。



日本政策金融公庫情報コーナー

■ 中小製造業の取引先の海外生産とその影響に関する調査結果について

中小製造業の主な取引先の5割強は海外生産を実施しており、2012年11月以降の円安の状況下でも、海外生産量を増加させています。今後についても、海外生産量は増加が見込まれており、半面、国内生産量は減少させる傾向にあります。また、主な取引先が海外生産をしている中小製造業の半数は、受注の減少や現地調達品との価格競争などの「マイナスの影響がある」と回答しています。そうしたなか、海外生産を実施している中小製造業では、現地調達を進める取引先からの受注確保や海外市場の独自の開拓など、海外需要の獲得により打開を図ろうとする取り組みがみられます。



厚生労働省情報コーナー

■ 中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース)について

本助成金は、事業主団体がその構成員である中小企業（以下「構成中小企業者」という）に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。主な受給要件は、1. 都道府県知事による改善計画の認定、2. 労働局長による実施計画の認定、3. 労働環境向上事業の実施となります。このほかにも、いくつかの受給要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認下さいませ。本助成金は、1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3の額が支給されます。支給限度額は、大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)で1,000万円、中規模認定組合等(同100以上500未満)で800万円、小規模認定組合等(同100未満)で600万円となります。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

中央職業能力開発協会をご存じでしょうか。同協会は厚生労働省の委託を受けて、職業能力評価基準などを策定している協会です。この職業能力評価基準を活用することで、職業能力の見える化を図り、労働者がこれまでに培ってきた職業能力が適正に評価され、かつキャリアアップや企業側の人材強化につなげることができます。同協会のホームページには、活用事例、モデル評価シートなどが公開されており、人材教育や人材強化などに活用できますので、ご関心ある方はチェックしてみてください。

「中央職業能力開発協会」

<http://www.hyoka.javada.or.jp/>

<ビジネス・マッチングのお知らせ>

事業化交流マッチング（商談展示会）

～技術を持ち寄って高付加価値商材の開発に取り組みませんか～

成長産業は医療・介護・福祉・健康&エネルギーと言われています。日本の技術力は金属金型、プレス/機械加工、表面/熱処理等の優れた技術が支えているのが実態です。そこで成長産業に向けての秋のビジネス・マッチングが企画されています。詳しくはお問い合わせください。

主 催：大阪府異業種交流促進協議会

日 時：平成26年10月8日(水) 13:30～17:30

場 所：マイドームおおさか 1F展示ホール

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG**group

TFG

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本圭祐